

告示

埼玉県告示第百三十七号

次に掲げる建設業者の営業所の所在地が確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により公告する。

令和七年三月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地
有限会社原田設備工業	原 田 昌 幸 （許可時…原田 操）	埼玉県さいたま市岩槻区大字徳力 四百八十六番地一
市塚設備	市 塚 弘	埼玉県川口市東本郷二丁目二番三十八号 ライオンズマンション川口 東本郷台一〇六号
株式会社幸建舎	橋 本 幸 一	埼玉県上尾市上千七百八十番地二一 （許可時…埼玉県桶川市南一丁目三一十七 一階）